

2—(1)—③ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日

環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正)

(平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正)

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒 素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほ う 素	1mg/L以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものを規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

2-(2) 県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

① 河川

(平成20年3月末現在)

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日	備 考
米之津川	全域	A	イ	六月田橋 米之津橋	48. 6.29	H7.6.5観測し(B:C)
高尾野川	全域	A	イ	桜橋 出水橋	50. 4.21	H19.3.30観測し
折口川	全域	A	ロ	田島橋	50. 4.21	H19.3.30観測し(B:C)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	50. 4.21	
川内川上流	曾木の滝から上流	A	イ	曾木大橋	48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷 小倉	46. 5.25	H20.3.28観測し
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	50. 4.21	H8.6.5観測し(B:B)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	50. 4.21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	50. 4.21	
大里川	全域	A	ロ	恵比須橋	50. 4.21	H19.3.30観測し(B:C)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	51. 4.26	H19.3.30観測し(B:B)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋 万之瀬橋	49. 7. 5	H19.3.30観測し
加世田川	全域	A	イ	田中橋	49. 7. 5	H19.3.30観測し(B:B)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口 第一花渡橋	52. 6.17	H19.3.30観測し
和田川	全域	B	ハ	潮見橋	49. 6.14	H19.3.30観測し(B:C)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	49. 6.14	
脇田川	全域	B	ロ	南田橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
新川	全域	B	ロ	鶴ヶ崎第二橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
甲突川	全域	A	イ	河頭大橋 岩崎橋 松方橋	47. 6.19	H19.3.30観測し
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	47. 6.19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	B	ロ	黒葛原橋	47. 6.19	H19.3.30観測し(B:C)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	49. 6.14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	49. 6.14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	49. 6.14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	49. 6.14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	49. 6.14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	49. 6.14	
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	A A	イ	内之野橋下流	50. 7. 1	H8.6.5観測し(B:A)
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	A	イ	中洲橋	50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	50. 7. 1	
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	48.12. 7	H20.3.28観測し(B:C)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	48.12. 7	H20.3.28観測し(B:B)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	48.12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	48.12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	48.12. 7	
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	48.12. 7	
前川	全域	A	イ	権現橋	50. 4.21	H7.6.5観測し(B:B)
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	48. 6.29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	48. 6.29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	48. 6.29	

② 湖沼

ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	A	イ	3	52. 6.17	
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	A	イ	3	56. 1.26	
鰻池	全域	A	イ	1	57.11. 1	
高隈ダム貯水池	全域	A	イ	2	9. 6.25	

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
池田湖	全域	Ⅱ	ロ	3	60. 6. 7	全窒素については当分の間適用しない。
鶴田ダム貯水池	曾木の滝から鶴田ダムまで	Ⅳ	イ	3	61.12.10	＃
鰻池	全域	Ⅱ	イ	1	62. 6.10	＃
高隈ダム貯水池	全域	Ⅲ	イ	2	9. 6.25	＃

③ 海域

ア COD等に係る環境基準

水 域	範 囲	基準 点数	該当 類型	達成 期間	類型指定 年 月 日
八代海南部海域 (1)	米之津港	1	B	イ	51. 8. 9
＃ (2)	米之津川河口海域	1	A	ハ	＃
＃ (3)	全域から上記を除く海域	5	A	イ	＃
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港	2	B	イ	53. 9. 1
＃ (2)	万之瀬川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4	A	イ	＃
＃ (4)	川内港	1	B	イ	57. 2. 10
＃ (5)	串木野港	1	B	イ	＃
薩摩半島南部海域	全 域	3	A	イ	52. 6. 17
鹿児島湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	A	イ	50. 7. 1
＃ (2)	鹿児島港本港区	1	B	イ	50. 7. 1 (H7.6.5箇条改正)
＃ (3)	＃ 南港区	1	B	イ	50. 7. 1
＃ (4)	＃ 木材港区	1	B	イ	＃
＃ (5)	＃ 谷山一区	1	B	イ	＃
＃ (6)	＃ 谷山二区	2	B	イ	＃
＃ (7)	山川港	1	B	イ	＃
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1	B	イ	51. 8. 9
＃ (2)	菱田川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (3)	肝属川河口海域	1	A	ロ	＃
＃ (4)	全域から上記を除く海域	7	A	イ	＃
西之表港海域	全 域	2	A	イ	53. 9. 1
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1	B	イ	52. 6. 17
＃ (2)	全域から上記を除く海域	2	A	イ	＃
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地先海域	4	A	イ	57. 2. 10

イ 全窒素及び全磷に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準 点数	類型指定 年 月 日	備 考
鹿児島湾	全 域	Ⅱ	イ	26	8. 8. 5	
八代海南部海域	全 域	I	イ	7	11. 5.14	

(注) 達成期間「イ」とは、ただちに達成
「ロ」とは、5年以内で可及的すみやかに達成
「ハ」とは、5年を超える期間で可及的すみやかに達成

2-(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

- 昭和48. 6. 21総理府令35
 一部改正, 昭和49. 9. 30総理府令65 (総水銀, 水銀)
 昭和49. 11. 19総理府令70
 昭和50. 2. 3総理府令3 (P C B追加)
 平成元. 4. 3総理府令19 (T C E, P C E追加)
 平成5. 8. 27総理府令40 (海域にかかる窒素・磷追加)
 平成5. 12. 27総理府令54 (ジクロロメタン等13項目追加)
 平成13. 6. 13環境省令21 (ほう素, ふっ素, アンモニア等化合物追加)

ア 人の健康の保護に関する項目 (有害物質)

項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1, 2 - ジクロロエタン	0.04mg/L
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2mg/L
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4mg/L
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3mg/L
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06mg/L
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海 域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海 域 15mg/L
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L

注1 排水量に関係なく全ての特定事業場に適用される

イ 生活環境の保全に関する項目

項 目		許 容 限 度
pH（水素イオン濃度）	川，湖沼	5.8～8.6
	海 域	5.0～9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
COD（化学的酸素要求量）	最 大	160 mg/L
	日間平均	120 mg/L
SS（浮遊物質質量）	最 大	200 mg/L
	日間平均	150 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱 油 類	5 mg/L
	動植物油脂類	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅 含 有 量		3 mg/L
亜 鉛 含 有 量		2 mg/L
溶 解 性 鉄 含 有 量		10 mg/L
溶 解 性 マ ン ガ ン 含 有 量		10 mg/L
ク ロ ム 含 有 量		2 mg/L
大 腸 菌 群 数		日間平均 3000 個/cm ²
窒 素 含 有 量	最 大	120 mg/L
	日間平均	60 mg/L
燐 含 有 量	最 大	16 mg/L
	日間平均	8 mg/L

注1 この表に掲げる排出基準は、一日当たりの平均的な排水の量が50m³ 以上の特定事業場に適用される。

注2 BODは、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用され、CODは、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用される。

注3 窒素及び燐の適用水域

(1) 窒素

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

鶴田ダム貯水池（さつま町他）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

(2) 燐

・海域

八代海，鹿児島湾，名瀬港，中甕浦，焼内湾，久慈湾及び篠川湾，薩川湾，諸鈍湾，三浦湾，笠利湾
(H5.8.27設定 H5.10.1施行)

・湖沼

高隈ダム貯水池（鹿屋市），高川ダム貯水池（出水市），鶴田ダム貯水池（さつま町他），池田湖（指宿市），鰐池（指宿市），蘭牟田池（薩摩川内市），鎌崎池（薩摩川内市），南部ダム貯水池（天城町）
(S60.5.30設定 S60.7.15施行)

伊仙中部ダム貯水池（伊仙町）（H10.6.23設定 H10.8.1施行）

大川ダム貯水池（奄美市），西京ダム貯水池（西之表市），永吉ダム貯水池（日置市，鹿児島市），竹山ダム貯水池（霧島市），須野ダム貯水池（奄美市），神嶺ダム貯水池（徳之島町）
(H16.5.24設定 H16.6.1施行)